

平成 25 年 5 月 28 日

各 位

会社名 ア ビ ッ ク ス 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 熊 崎 友 久
(コード番号：7836)
問合せ先 管理本部本部長 桐 原 威 憲
(TEL. 045-670-7720)

株式の分割、単元株制度の採用及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 28 日開催の取締役会において、株式の分割の実施及び単元株制度の採用について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、同取締役会において、定款の一部を変更することにつき平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를 100 株とするため、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 24 回定時株主総会において、定款の一部変更の議案が承認されることを条件に、株式を分割するとともに、単元株制度の採用を行います。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 24 回定時株主総会において、下記の定款の一部変更の議案が承認されることを条件に、平成 25 年 9 月 30 日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の株式数	231,028 株
今回の分割により増加する株式数	22,871,772 株
株式分割後の発行済株式総数	23,102,800 株

株式分割後の発行可能株式数 60,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日設定公告 平成 25 年 9 月 13 日 (金)

分割の基準日 平成 25 年 9 月 30 日 (月)

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(4) その他

今回の株式分割に際し、資本金の額に変更はありません。

3 . 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 24 回定時株主総会において、下記の定款一部変更の件が承認されることを条件に、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(注) 平成 25 年 9 月 26 日 (木) をもって、証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4 . 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割の割合及び単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 10 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更いたします。

株式の単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条 (単元株式数) を新設いたします。

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条 (単元未満株式についての権利) を新設いたします。

単元未満株主への権利行使の機会を提供するため、第 9 条 (単元未満株式の買増し) を新設いたします。

条文の新設に伴う条数の変更を行うとともに、効力発生日を明確にするため、附則を新設いたします。

(2) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日

(3) 定款変更の内容

(変更箇所は下線部で表示)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>600,000株</u> とする。 (新設) (新設) (新設) 第 7 条 ~ 第 42 条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000,000</u> 株とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u> (単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利を行使 することができない。 1 . 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2 . 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をす る権利 3 . 株主の有する株式数に応じて募集株式の割 当て及び募集新株予約権の割当てを受ける 権利 4 . 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第 9 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めると ころにより、その有する単元未満株式の数と 併せて単元株式数となる数の株式を売り渡 すことを当社に請求することができる。 第 10 条 ~ 第 45 条 (条文どおり) 附則 第 6 条の変更及び第 7 条から第 9 条までの新設の効 力発生日は平成 25 年 10 月 1 日とする。 なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</p>

以上